

中丸小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月4日策定（令和3年3月24日改訂）

1 いじめの定義といじめ防止に向けた学校の考え方

<いじめの定義>

いじめ防止対策推進法第2条にあるように「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。【いじめ防止対策推進法 第2条】

<いじめ防止等に向けての基本理念>

いじめは、どの学年でも、どの児童でも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害案件である。本校でも、いじめの未然防止、対応、解決に全職員が危機意識をもって取り組み、保護者・地域と一丸となって取り組むことをまず基本的な方向として掲げる。

いじめ防止のためには次の三つの観点からの充実が必要であると考え。すなわち「学習」「個の有用感」「規律ある生活」である。この三点から学級学年に見られる様々な集団の実態や個々の児童を丁寧に見つめて、それぞれの観点のよりいっそうの充実に努める。

学校教育目標「学び合い ひびき合い 高め合い とともに生きる子 中丸の子」の実現をめざし、異学年交流を本校の特色ある教育活動の一つに位置づけている。異学年との活動を通して相手の立場を考えた行動がとれる子どもを育てていくことを通して、子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現させていく。

2 学校いじめ防止対策委員会の設置

(1) 委員会の構成員

校長・副校長・児童支援専任・特別支援コーディネーター・学年主任・養護教諭

※必要に応じて心理（学校カウンセラー）や福祉（SSW）等の専門家の参加を求める。

(2) 委員会の運営

- ・毎月開催。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・学校として組織的に対応方針を決定し、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担うものとして次の内容を行う。

- ・各々の事案の「いじめ」として対応するか否かの見極め
- ・「いじめ」として認識した事案への調査、指導と支援の計画の作成
- ・当該児童及び保護者への支援
- ・関係児童及び保護者への指導と支援
- ・事案の内容により関係機関（SSW・SC）への連絡
- ・重大事態が起こった場合の委員会への報告
- ・いじめ解消の見極め
- ・いじめ防止に向けた年間計画の作成やPDCAサイクルの検証を行う。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

- ・相手の立場を考えた行動がとれる子どもを育てるために、ペア学年活動を充実する。
- ・規律と仲間を大切にすることを培うために、遠足・宿泊的行事等の体験活動を行う。
- ・道徳授業を中心に各教科・領域等の授業を含むあらゆる教育活動において思いやりの気持ちや豊かな感性をもつ子を育てる。
- ・わかる授業づくりを進め、すべての児童が参加、活躍できる授業を工夫する。
- ・教職員全員で全校の児童を見守る意識をもつ。
- ・児童の様子を注意深く見守り、小さな変化にも気付けるように教職員の意識を高める。
- ・教職員で情報を細かく共有し、全体指導や個人指導を適宜行っていくようにする。
- ・誰もが安心して過ごすことができる学級風土を作れるように努める。

(2) いじめの早期発見

- ・定期的なアンケート（6月、2月）、全市一斉のアンケートの実施（12月）
- ・インターネットを通じた情報モラル教育の推進（スマホ教室5年、6年）
- ・いじめの定義理解を含む職員研修・職員間での情報共有
- ・保護者、地域、関係機関との連携

(3) いじめに対する措置

- ・いじめの疑いがあった段階で「いじめ防止対策委員会」がいじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
- ・いじめであると判断されたら当該児童のケア、関係児童の指導など問題の解消までこの組織が責任をもつ
- ※「いじめが犯罪行為に当たると認められる場合や児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合はただちに警察に通報する」などの必要性を踏まえて、警察署等関係機関、専門機関と連携する。

(4) いじめの解消

- ・いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(ア) いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること

(イ) いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

※職員で判断するものではない。当該児童、保護者に直接確認する

※3か月の中でも見通しをもって見守りや確認は児童、保護者にしていくようにする

- ・解消後も再発防止には努めなければならない。当該児童、関係児童の見守りは続けていくようにする。

(5) 教職員等への研修

- ・教職員向け手引き等を活用した教職員への研修
- ・教職員向け手引き等を活用した児童支援専任教諭、人権教育推進担当者、道徳教育推進担当者等への専門性を高める研修

(6) 学校運営協議会等の活用

- ・保護者や地域住民が学校運営に参画する「まち懇」や青少年の健全育成をめざす「学校家庭地域連絡協議会」を活用し学校が抱えるいじめの問題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組み作りを推進する。

(7) 取組の年間計画 ※いじめ防止対策委員会(月1回・随時) ※コロナの状況で変更もあります

月	児童	職員	保護者
4	学年集会で基本方針の説明	児童指導研修・いじめ防止研修	入学式、保護者説明会で基本方針説明 家庭訪問
5		SNS利用の研修 学校家庭地域連絡協議会	
6	あいさつ運動、生活アンケート実施	中ブロック定例会 小中学校による新1年生情報交換	まち懇
7	横浜子ども会議(中学校ブロック) (代表児童のみ)	児童指導研修・地域パトロール 中ブロック専任会	個人面談
8	横浜子ども会議(代表児童1名)		
9			
10	非行防止教室(3年) スマホ教室(5年6年)	コンサルテーション 地域パトロール	まち懇
11	人権週間に関わる活動	いじめ未然防止学習会	
12	いじめ防止一斉キャンペーンアンケート実施・教育相談・中丸子ども会議	いじめ防止月間の取組 年間の振り返り	個人面談
1	あいさつ運動	中ブロック定例会	
2	生活アンケート実施	学校家庭地域連絡協議会・まち懇	
3		次年度への引継ぎ・中ブロック専任会	

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】 いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

【発生の報告】 学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。